## 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号: 31311 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2014

課題番号: 23730104

研究課題名(和文)契約関係にない第三者の契約責任に関する研究

研究課題名(英文)Extending Contractual Liability to Third Parties

研究代表者

栗原 由紀子(KURIBARA, YUKIKO)

尚絅学院大学・総合人間科学部・准教授

研究者番号:30405740

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、契約責任の人的拡張についてドイツ判例法に依拠した考察を試みた。まず、ドイツ判例法理である「第三者責任論」、「第三者のための保護効を伴う契約」法理、及び「第三者損害の清算法理」について、その適用事例や適用ファクターを、BGH判決の検討により明らかにした。そして、不適切な情報提供をした専門家や提携型融資取引における金融機関の責任等、契約関係にない第三者に対して契約責任を問うことの、我が国における妥当性を検討した。

研究成果の概要(英文): This study takes up the extension of contractual liability to third parties. First, I discuss the possibility of applying the German precedent doctrines of "third-party liability", "contracts with third party protections," and "liquidation of third party damages" from the perspective of the BGH ruling. Secondly, I examine the validity of applying the BGH ruling in Japan in terms of questioning the contractual liability of third parties not in a direct contractual relationship. For example, we look at cases of the liability of experts or financial institutions such as banks that provide inappropriate information to customers because they were in partnership-based financing transactions. In these cases, customers ended up having to accept unexpected damages because they listened to the inappropriate information. Applying the BGH ruling in Japan might help some avoid enduring such unexpected damages and losses.

研究分野: 民事法学

キーワード: 第三者責任論 第三者のための保護効を伴う契約 契約責任の拡張 契約締結上の過失 情報提供義務

## 1.研究開始当初の背景

従来、わが民法学では、契約関係外の第三 者の契約責任を論じるとき、ドイツにおける 「第三者のための保護効を伴う契約」を紹介 し、わが民法学への導入が試みられてきた (例えば、円谷峻「第三者のための保護効を 伴う契約についての一考察」一橋研究 22 号 18 頁以下(1971年)や、山本宣之「契約の 第三者保護効についての最近の議論と展望」 磯村保等編『民法学の課題と展望』615 頁以 下(2000年)。これは、第三者が当該契約 により何らかの被害を被った際に、その第三 者が責任追及主体となる理論構成である。-方、ドイツでは、2002年の債務法現代化法 によってこれとはまったく逆の第三者が責 任追及客体となる「第三者責任論」という理 論が導入された(参照:ドイツ新債務法 311 条3項)。例えば、画商Bから顧客Cが有名 絵画の甲を買おうとする場合、Bから依頼さ れた鑑定士Aの鑑定書を信頼して甲を購入 したところ、この鑑定書が誤っていたとしよ う。「第三者のための保護効を伴う契約」論 に従えば、CをAB間の鑑定依頼契約におけ る第三者と位置づけ、Cは保護すべき第三者 か否かを考える。しかし、「第三者責任論」 に従えば、AをBC間の売買契約における第 三者と捉え、Aが責任を負うべき第三者か否 かを問題とすることになるのである。

さて、「第三者のための保護効を伴う契約」 論によりてが保護される第三者たる要件の 一つとして、BC間の「利益の共通性」が挙 げられるところ、上記事例においては、BC 間には利益の共通性どころか、利益の相反性 しか見出せない。しかし、「第三者責任論」 によれば、Aが責任を負うべきと要件として AのCに対する「特別な信頼惹起」が挙げられる。ここに、契約関係外の相手方に契約責 任を考える上での「第三者責任論」の有用性 が見出せよう。

このような理論をいわゆる「目論見書責 任」としてわが民法学に紹介するものは以前 から若干存在するが(例えば、今西康人「第 三者の契約責任についてードイツプロスペ クト責任を手がかりにー(一)」神戸商大論 集 116 巻 1 号 82 頁以下(1996 年) )、「第三者 責任論」を包括的に扱った研究はわが民法学 ではいまだあまり見受けられない(各論的に 扱うものとして、たとえば、クレジット契約 における与信者の責任に着目し同理論の有 用性を示唆する、本田純一「クレジット業者 の加盟店管理義務違反と顧客の責任」川井健 先生傘寿記念論文集刊行委員会編『取引法の 変容と新たな展開』277 頁以下(2007年) あるいは、第三者の情報提供責任に着目した 論稿として上田貴彦「契約外の第三者による 情報責任根拠と信頼責任法理 ドイツ民法 典における専門家情報責任論の新たな動向 」 同志社法学 60 巻 7 号 727 頁以下 (2009 年)がある)。

さらに、近時、我が国でもヨーロッパ私法

の動向が注目され、国連動産売買条約(以下、CISG)やヨーロッパ契約法原則(以下、PECL)現行欧州共同体契約原則、共通参照枠草案(以下、DCFR)及びUNIDOROIT国際商事契約原則が盛んに紹介・検討されている点も無視できない。とりわけPECL6:101条3項において、専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の専門的供給者が介在する場合の表も、連鎖的関係にあるような契約保証」をなしたものとみなされる場合が広く予定されていることからも、このような契約外の第三者の責任を、ヨーッパ私法の観点から検討する必要がある。

#### 2.研究の目的

本研究は、わが国における契約責任の「人的」拡張の可能性を探究し、不適切な情報を提供した専門家の責任等、契約外の第三者の責任が問題となる場面において、不法行為責任構成以外の妥当な紛争解決への指針を得ることをその目的としている。すなわち、契約関係にない第三者に対する契約責任の妥当性を検討し、契約関係にまで至らないような取引的接触にある者に対する義務ついて、その義務内容や義務違反における責任の所在を明らかにしようというものである。

#### 3.研究の方法

契約責任の人的拡張に関する議論の活発なドイツ法における判例・学説の展開を検討することで、契約責任の人的拡張の是非を考察した。具体的には、ドイツ判例法上の理論として発展した「第三者のための保護効を伴う契約」、「第三者損害清算論」、「第三者責任論」について、これらの法理に関する判例を蒐集、整理、分析した。

また、わが国における契約関係外の第三者 責任が問題となった紛争事例(シンジケート ローン事例、金融機関の提携型融資取引、不 動産鑑定等の専門家による情報提供事例、信 販会社の加盟店管理義務違反事例など)を検 討し、こうした事例への解決としての、ドイ ツ判例法理の導入の可否を考察した。

## 4.研究成果

## (1)「第三者損害清算」法理

ドイツの判例法理のひとつ「第三者損害清算(Drittschadensliuidation)」とは、第三者に生じた損害に対する責任を、不法行為法に基づくことなく追求できる手段である。まず、同理論について、その適用場面が以下のように整理できることを確認した。

その問題となる場面は、判例によれば、間接代理事例、 他人の物の保管事例、 債務法上の危険免除事例、 信託関係事例の 4 つの類型を形成している。そして、その適用ファクターとしては、 被害は生じないが請求権発生原因を有する者がいる、 被害は生じているが請求権発生原因が無い者がいること、 損害の移転、 加害者にとって損害

の移転が偶然であった、ということが判例から導き出された。

## (2)「第三者のための保護効を伴う契約」

いわゆる「第三者のための保護効を伴う契約(Der Vertrag mit Schutzwirkung zugunsten Dritter)」理論の形成過程を、判例・学説を蒐集・分析することで明らかにした。 まず、同理論がドイツ新債務法311条3項を根拠規定としうるか否かについて、学説上争いがあることを確認した上で、新債務法改正以前の同理論の生成過程と適用状況を確認した。

同理論は、そもそもBGB328条「第三者 のためにする契約」と密接に関連して展開さ れ、RG判決では、BGB328条に依拠して 契約に基づく損害賠償請求権を契約関係外 の第三者に与えていた。その後、ラーレンツ により、このような判例理論に対して問題提 起がなされた。彼は、契約の意義と信義則に 従い、債務者には、債権者だけでなくその周 辺にいる第三者に対しても損害を生じさせ ないように注意するべき義務があると述べ て、契約外の第三者への損害賠償請求権は 「第三者のためにする契約」理論からは切り 離された「第三者のための保護効を伴う契 約」理論により与えられることを提唱した。 その後、この理論はBGH判決に採用されて 判例理論として確立し、次第にその適用範囲 を、質的および時的に際限なく拡大していっ たのである。このような適用範囲の拡大が、 損害賠償請求客体として第三者を想定した 「第三者責任 ( Dritthaftung) 」理論の形成に 影響を与えたのではないかと考える。

#### (3)「第三者責任」論

「第三者責任論(Dritthaftung)について考察すべく、これも、ドイツ新債務法 311 条 3 項に関連する判例等の蒐集・分析を行ってきた。その結果、契約交渉段階の過失に基づいて契約外の第三者が責任を負うべき要件を以下のように確認できた。

第一に、契約締結に際して、第三者自身に 固有の経済的利益を有するという事情が必 要である。これは、例えば自身が取締役を務 める会社の代理人として契約締結に関与するような、第三者自身が取引上の経済的利益 の担い手としてみなされうる場合である。つ まり、第三者がその取引上いわば「自分自身 の利益のため」として行動していなければり らない。したがって、例えば第三者が契約は 事者間を単に仲介したことによって得られ る報酬等の利益は、この要件にはあてはまら

第二に、こうした事情がない場合でも、契約相手に特別な個人的信頼を惹起するような事情があればその第三者に責任を負わしめることができる。例えば、取引相手方の税理士や弁護士、建築家等の専門家の責任がここでは該当する。しかし、「個人的信頼の惹起」は、単に、第三者が当該取引の専門家だ

から、といった彼の職業や地位に基づいて信頼されるというわけではない。むしろ、彼が持てる専門知識でもって個人的に契約交渉にあたって適正な行動をすることを、相手方に保証しているという事情が必要である。このような第三者の自身への信頼保証引受けが、契約締結という結果を導くからである。

## (4) 我が国における契約外第三者の責任

さらに、本研究では、わが民法において契約関係外の第三者に契約責任を追及しうる可能性を検討するために、 クレジット取引における売買契約の無効等を原因とする信販会社への既払金返還請求事例、 融資一体型の変額保険販売、および 不動産取引等において金融機関の説明義務が問題になったおいて金融機関の説明義務が問題になったま事例、 シンジケートローンにおけったレンジャーの情報提供義務が問題になった事例といった損害賠償請求権者と賠償義務者との間に直接の契約関係がない事例の事案や判例理論の分析を行った。

わが民法の判例法上は、これらの事例は不 法行為責任による処理がなされ、むしろ契約 責任との構成は否定されるが、履行義務との 関連性や、たまたま第三者に損害が生じたと いうだけで本来債務不履行責任を負うべき 債務者が不法行為責任のみ負うことの妥当 性に鑑みると、今回検討した諸事例では契約 責任構成により損害の生じた第三者を救済 する有用性がわが民法上でも存在すると考 えた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### 〔雑誌論文〕(計3件)

<u>栗原由紀子</u>「シンジケートローンにおける借入人詐欺とアレンジャー・エージェントの責任」青森法政論叢 15 号、査読有、2014 年、112 頁 120 頁

<u>栗原由紀子</u>「シンジケートローンにおける アレンジャーの責任」青森法政論叢 14 号、 査読有、2013 年、153 頁 162 頁

<u>栗原由紀子</u>「個品割賦購入あっせんにおける売買契約の公序良俗違反による無効と購入者の既払金返還請求」尚絅学院大学紀要 64 号、査読有、2012 年、115 頁 128 頁

〔学会発表〕(計0件)

[図書](計0件)

## 〔産業財産権〕

出願状況(計0件) 取得状況(計0件) 〔その他〕 ホームページ等

# 6 . 研究組織

(1)研究代表者

栗原 由紀子(KURIBARA YUKIKO)

尚絅学院大学

総合人間科学部現代社会学科・准教授

研究者番号:30405740

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし